違反公表制度が始まります!

●違反公表制度について

利用者の防火安全に対する意識 を高め、火災被害の軽減を図る とともに、防火対象物の関係者に よる防火管理業務の適正化及び 消防用設備等の適正な設置促進を 図ろうとするものです。

●運用開始 平成30年4月1日より

●公表の対象

特定防火対象物 (不特定多数の人が利用する 劇場、飲食店、物品販売店舗、 ホテルや一人で避難することが 難しい方が利用する病院、 福祉施設等)



●公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務付け られている屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備及び

自動火災報知設備が 設置されていない 重大な消防法令違反





●公表する内容

建物の名称 建物の所在地 違反の内容

●公表の方法

鎌倉市の ホームページに掲載、 消防署・消防出張所 での閲覧。



お問い合わせ/ 0467-44-0963

